

首都東京にふさわしい将来の水道システムを考える会設置要綱

(目的)

第1条 東京都水道局新施設整備長期構想の策定に当たり、幅広い知識をもつ学識経験者や水道を使用するお客さまの視点からの助言を得るため、首都東京にふさわしい将来の水道システムを考える会（以下「考える会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 考える会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を局長に報告する。

- (1) 首都東京にふさわしい将来の水道システムのあるべき姿
- (2) その他、局長が必要と認める事項

(構成)

第3条 考える会は、局長の委嘱する6名以内の委員で構成する。

(座長及び副座長)

第4条 考える会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任し、副座長は座長の指名により選任する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会の招集等)

第5条 考える会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて関係部長その他委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 考える会の庶務は、総務部施設計画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月16日から施行する。